

大阪市水道局契約規程第10条第2項に基づく公告について

(制定 平成18年5月31日 局長決)
(最近改正 平成27年3月27日 局長決)

大阪市水道局契約規程第10条第2項に基づき、インターネットを利用する方法により行うことができる公告について、次のとおり定めます。

記

大阪市水道局契約規程（以下「規程」という。）第10条第2項に基づき、インターネットを利用する方法により行うことができる案件は、次に掲げるものとする。

（1）規程第29条の2に定める電子入札システムにより一般競争入札の手続を行うもの

この場合、電子調達システム（インターネットを介して入札参加の申請を行う業者登録システム、入札・開札を行う電子入札システム、入札・契約などの情報を提供する入札情報サービスシステムから構成されるシステム。以下同じ。）上に掲載することをもって公告とする。

なお、公正性・競争性等の観点から局長が必要と認める案件で、早急に公告を行なう必要がある場合は、電子入札システムにより入札手続を行なう案件以外のものについても、上記取扱いを適用することとする。ただし、この場合も電子調達システム上に掲載することをもって公告とする。

（2）前号に定めるもののほか、規程第4条に定める請負、買入れ、借り入れその他の契約（不動産以外の物件の売払契約を除く）について、一般競争入札の手続を行うもの

この場合、大阪市ホームページ上において、規程第10条第1項各号に定める事項を入札契約情報として取りまとめて掲載することをもって公告とする。

附 則

この取扱いは、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。